

関連団体事業活動審査委員会規程

改正 平成20.12.17
平成21.11.1
令和 2.1.7

第1章 総則

(委員会の目的)

第1条 関連団体事業活動審査委員会（以下「委員会」という。）は、日本放送協会（以下「NHK」という。）の関連団体運営基準に定める関連団体（以下「関連団体」と総称する。）の事業活動（NHKとの取引を含む。以下同じ。）について、外部から意見、苦情等（以下「意見等」と総称する。）を受け付け、NHKの関連団体の事業活動としての適正性や、適正性を確保する取り組み等を審査する。

第2章 委員会の構成

(委員会の委員)

第2条 委員会は、委員8人以内とし、NHK役職員の委員と外部委員で構成する。
2 NHK役職員の委員は、関連事業局担当理事および関連事業局担当理事が指名する関係部局長とする。
3 外部委員は、公認会計士および弁護士等より、会長が委嘱する。
4 外部委員の任期は、原則2年とする。
5 外部委員は、再任されることがある。
6 会長は、外部委員が心身の故障等のため公正な判断ができないと認めるとき、または外部委員に職務上の義務違反その他委員にふさわしくない行動があるときは、その委員を解嘱することがある。
7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
8 委員は、委員会に出席し、意見を述べる。

(外部委員の職務)

第3条 外部委員の職務は、前条第8項に規定するもののほか、次のとおりとする。
(1) 審査事項等について必要に応じ行う個別相談への助言
(2) 関連団体に関する資料調査等
(3) 関連団体の事業運営・事業活動の適正性を確保するための取り組みに対する助言等
2 外部委員の行う前項の職務に対し、委員手当、交通費その他業務の遂行に必要な実費を支給する。

(委員長および委員長代行)

第4条 委員会に、委員長1人および委員長代行1人を置く。
2 委員長および委員長代行は、外部委員による互選とする。
3 委員長は、委員会を招集し、その議事をつかさどる。
4 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要のつど、委員長が招集する。
2 委員会は、委員長がその議長となる。
3 委員会は、NHKの役職員の委員、外部委員のそれぞれについて、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、関連事業局に事務局を置く。

第3章 意見等の受け付け、審査等

(受け付ける意見等)

第7条 受け付ける意見等は、関連団体の個別具体的な事業活動にかかわるものとする。ただし、裁判で係争中の問題は受け付けない。

(意見等の申立人)

第8条 前条の意見等を申し立てることができる者は、関連団体の個別具体的な事業活動と直接的な利害関係を有する者とする。

(意見等の受け付け)

第9条 事務局に意見等の受け付け窓口を設置する。

2 意見等の受け付けは、申立人が次に掲げる事項を日本語で記載した書面を提出することにより行う。

(1) 申立人の名前および住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名、申立人の名前および役職名ならびに事務所または事業所の所在地）

(2) 意見等の内容

(意見等の審査)

第10条 委員会は、受け付けた意見等のうち、関係法令、定款または寄付行為、関連団体運営基準等に照らして、NHKの関連団体の事業活動としての適正性を検討する必要があると考えられるものについて、審査する。

2 前項に該当しない意見等については、事務局が処理し、その経緯を委員会に報告する。

3 委員会は、必要があると認めたときは、NHK、関連団体または申立人に対し、審査に必要な資料の提出を求める。

4 意見等の申立人が、当該意見等に係る案件の解決を司法の場に委ねた場合は、その段階で審査を中止する。

5 委員会の審査過程に係る情報（審査結果を除く。）は、公開しない。

(審査結果の通知)

第11条 委員会の審査結果については、速やかに当該申立人に文書で通知する。

(審査結果等の報告および公表)

第12条 委員会の審査結果および意見等の受け付け、処理状況等については、理事会、監査委員会および経営委員会に報告し、公表する。

(関連団体に対する指導・監督)

第13条 NHKは、委員会の審査結果に基づき、必要に応じて関連団体に対し、適切な指導・監督を行う。

付 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。